

## 安全衛生推進者養成講習のご案内

(大分労働局長登録番号 第1号)

標記養成講習を下記のとおり実施いたしますので、この機会に是非受講いただきたく、ご案内申し上げます。

## 記

## 1 日時・会場

回	講習日	時間	会場	受付開始	申込締切日
1	令和4年11月1日(火) ～2日(水)	9:15～17:25 9:15～12:25	渡町台地区公民館 (佐伯市野岡町2丁目12-14)	9:05～	10月18日 (火)

※ 遅刻、早退、一時外出等により法令に定められた講習時間を受講できない場合には、修了証の交付はできません。  
遅刻した場合、受講をお断りすることがありますので、時間に余裕をもってお越しいただきますようお願いいたします。

## 2 受講資格・受講料等(税込)

種別	受講料	テキスト代	合計
一般	11,000円	1,430円	12,430円
科目免除者	6,600円	1,430円	8,030円

◎修了証発送手数料(お一人様につき)500円を、上記受講料と併せてお支払いください。

## 3 定員 20名(定員に達し次第締め切らせていただきます)

## 4 申込手続(電話で空き状況をご確認後、お申込みください。)

申込先	〒876-0815 佐伯市野岡町1丁目4-19 広瀬ビル2階 (一社)大分県労働基準協会 佐伯支部 TEL:0972-22-5080 FAX:0972-22-5087
申込書提出先 本人確認書類	所定の受講申込書を、佐伯支部までご送付またはご持参ください。受講申込書は、大分県労働基準協会ホームページから取得できます。(http://www.oita-roukikyo.or.jp) また、支部にもございます。 当協会での受講が初めての方は、氏名・生年月日の確認ができる本人確認書類(運転免許証等の公的書類)を添付してください。
写真	写真2枚をご準備ください。(サイズ3×2.4cm、上三分身、脱帽、無背景、色付きメガネ不可、6か月以内に撮影された鮮明な同一の写真。裏面に氏名を記入)
受講料等 支払先	講習開始7日前までに、 <b>受講料・テキスト代・修了証発送手数料の合計</b> を銀行振込または佐伯支部窓口にてお支払いください。 大分銀行佐伯支店 普通 1490552 名義 (社)大分県労働基準協会佐伯支部
修了証送付 について	修了証は、後日、簡易書留で郵送します。 <b>個人ごとに住所・氏名(会社送付の場合は、会社名・本人氏名)を記入した定型郵便封筒(長3サイズ以下)</b> を添えてお申込みください。 <b>(切手貼付不要)</b> 交付までには10～14日前後かかります。
その他	2 受講料等の種別にある一部科目免除については、免除科目に係る証明等(衛生管理者、安全管理者の資格を有することを証明する卒業証書の写、実務経験証明等)を添付してください。

## 5 その他

- 受講者が少人数の場合や天候、コロナウィルス感染状況の拡大等の事情により、講習を中止、延期、時間の変更等を行うことがあります。(気象状況等による変更の場合は、協会ホームページでも確認いただけます。)
- 納入された受講料等は原則として払い戻しいたしませんので、ご了承ください。
- 感染症対策(マスク着用等)にご協力のほどお願いします。

## ※参考事項

労働安全衛生法第12条の2では、下記注1記載の業種で常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場においては、労働安全衛生規則第12条の3に基づき都道府県労働局長の登録を受けた者が行う講習を修了した者等、一定の資格を有する者を安全衛生推進者(注1記載の業種以外の業種については衛生推進者)として選任し、その者に事業場における安全衛生の業務を担当させなければならないことになっています。

## 注1.(安全衛生推進者の選任を要する業種)

- ◇ 林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業
- ◇ 製造業(物の加工業を含む。)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業

## 注2.(衛生推進者の選任を要する業種)

- ◇ 上記、注1記載の業種以外の業種

(別紙)

安全衛生推進者養成講習の科目の一部免除

安全衛生推進者養成講習の科目の一部免除を受けることができる者	免除科目
安全管理者の資格を有する者	<ul style="list-style-type: none"><li>・安全管理</li><li>・危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等</li><li>・安全衛生教育</li></ul>
衛生管理者の資格を有する者	<ul style="list-style-type: none"><li>・危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等</li><li>・作業環境管理及び作業管理</li><li>・健康の保持増進対策</li><li>・安全衛生教育</li></ul>